

社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策 特別部会の設置について

1 設置の趣旨

- サラリーマン（第2号被保険者）の被扶養配偶者である第3号被保険者について、本来必要な第1号被保険者への変更届出を行わなかったために、年金記録と実態との間に不整合を生じている方が、数十万人、場合によっては百万人以上に上る可能性がある。
- この問題に関し、法改正による抜本改善策についての具体的な検討を行うため、社会保障審議会に、専門の部会として、「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」を設置する。

2 特別部会における審議事項

- 特別部会においては、「第3号被保険者の不整合記録問題」の抜本改善策について、具体的な検討を行う。